

新潟県における消費者行政施策の実施状況 【 令和7年度の施策概要 】



新潟県 総務部 県民生活課

1 消費生活相談体制の充実強化

(1) 消費生活相談窓口の設置

県及び全ての市町村に「消費生活相談窓口」を設置し、電話や対面等での消費者トラブルに関する相談対応や、消費者被害防止のための情報提供・啓発活動などを実施

【県】

新潟県消費生活センター（新潟ユニゾンプラザ内）

- ・相談時間：月～金 9:00～16:30
土（電話のみ）10:00～16:00

- ・消費生活相談員：7人



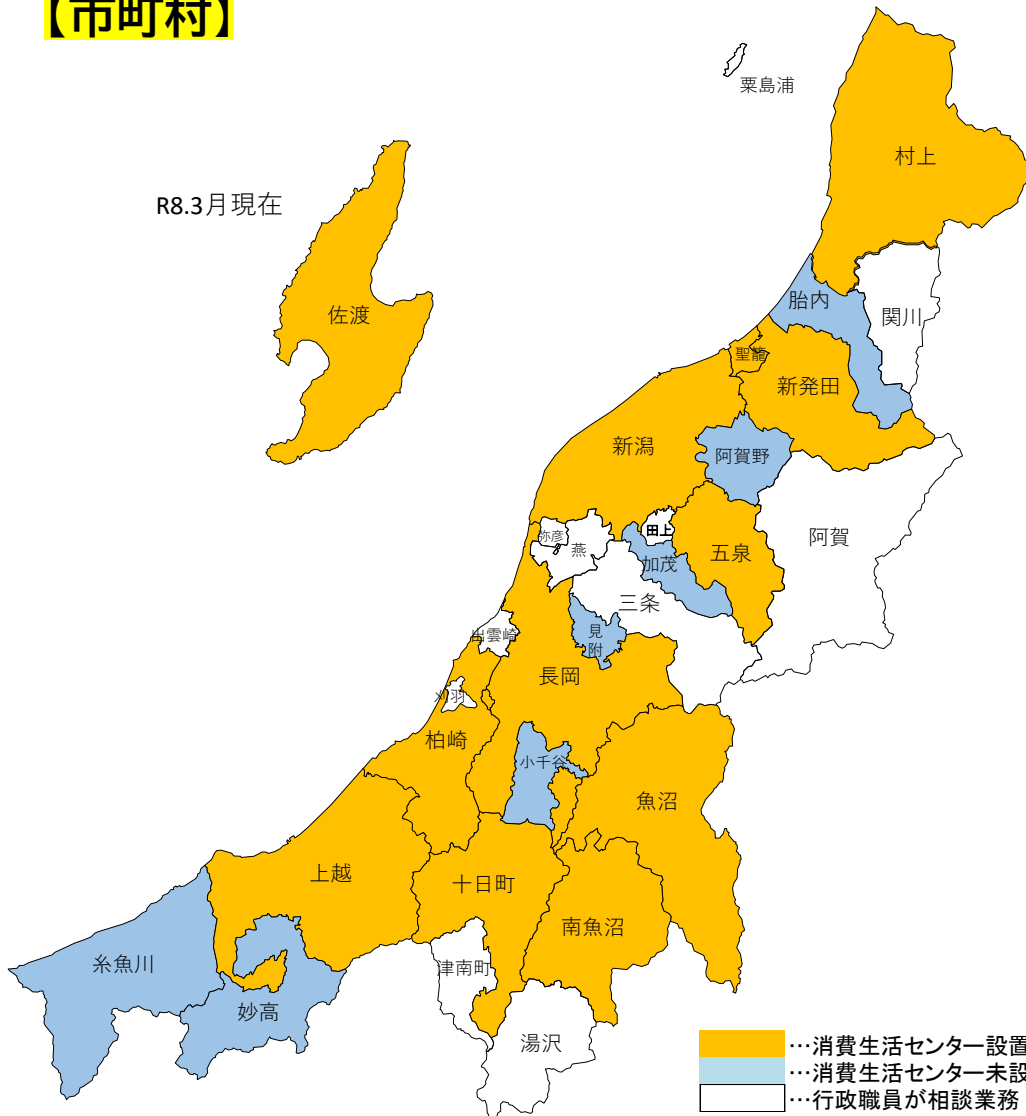
1 消費生活相談体制の充実強化



新潟県

【市町村】

R8.3月現在



市町村名	窓口	PIO-NET接続
新潟市	センター	あり
長岡市	センター	あり
三条市	行政職員	あり
柏崎市	センター	あり
新発田市	センター	あり
小千谷市	専門相談員	あり
加茂市	専門相談員	あり
十日町市	センター	あり
見附市	専門相談員	あり
村上市	センター	あり
燕市	行政職員	あり
糸魚川市	専門相談員	あり
妙高市	専門相談員	あり
五泉市	センター	あり
上越市	センター	あり
阿賀野市	専門相談員	あり
佐渡市	センター	あり
魚沼市	センター	あり
南魚沼市	センター	あり
胎内市	専門相談員	あり
聖籠町	センター	あり
弥彦村	行政職員	
田上町	行政職員	
阿賀町	行政職員	
出雲崎町	行政職員	
湯沢町	行政職員188は南魚沼市に接続	
津南町	行政職員	
刈羽村	行政職員	あり
関川村	行政職員188は村上市に接続	
粟島浦村	行政職員188は村上市に接続	
センター：12		PIO-NETあり：22

- …消費生活センター設置
- …消費生活センター未設置で専門相談員が相談業務
- …行政職員が相談業務

1 消費生活相談体制の充実強化

○県内の各消費生活センター・消費生活相談窓口の相談受付状況

(件)

センター・窓口名	令和6年度	令和5年度	令和4年度
新潟県消費生活センター	3,065	3,463	3,470
新潟市消費生活センター	4,034	4,095	3,851
長岡市消費生活センター	1,495	1,460	1,601
上越市消費生活センター	1,014	968	980
村上市消費生活センター	305	207	300
佐渡市消費生活センター	435	465	510
柏崎市消費生活センター	617	567	589
南魚沼市消費生活センター	275	284	300
聖籠町消費生活センター	106	105	111
三条市市民窓口課(消費生活相談窓口)	138	293	345
新発田市消費生活センター	437	463	376
加茂市消費生活相談窓口	69	56	53
見附市消費生活相談窓口	201	190	261
十日町市消費生活センター	236	208	225
糸魚川市消費生活相談窓口	146	153	138
五泉市消費生活センター	136	155	134
小千谷市消費生活相談窓口	70	63	73
燕市消費生活相談窓口	120	190	146
魚沼市消費生活センター	145	126	145
妙高市消費生活相談窓口	99	83	91
阿賀野市消費生活相談窓口	119	146	68
胎内市消費生活相談窓口	99	110	79
刈羽村役場 産業政策課 (R2.8.1～)	2	11	8
合 計	13,363	13,861	13,854

※令和7年5月末現在登録済集計値

1 消費生活相談体制の充実強化

(2) 県消費生活センター相談員の資質向上

- ・ 県消費生活相談員への弁護士による専門的助言(年8回)の実施
- ・ 国などが実施する専門研修の受講→多様化・複雑化する消費生活相談に対応

(3) 市町村消費生活相談窓口への支援

ア 研修会

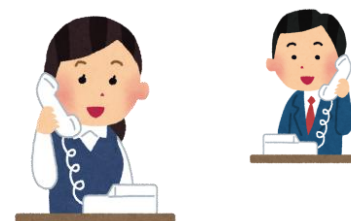
研修名	内容	参加
相談員ゼミナール	・ 弁護士を招き相談事例を検討 ・ 年3回開催（上・中・下越各1回）	27人
相談員等研修会	「訪問販売に係る相談の現状と消費者問題の変化」（9月） 「クーリング・オフと原状回復義務」	26人
	「暗号資産取引のサポート契約に係る返金交渉」（3月）	24人

1 消費生活相談体制の充実強化

イ 市町村ホットライン(市町村専用電話)での助言

県消費生活センターに専用電話「市町村ホットライン」を設置し、市町村の相談対応職員からの質問等に対し助言【延べ222件(R7.12月末現在)】

＼こんな相談があったのですが…／



／その場合はこんな助言をするとい
いですよ！＼

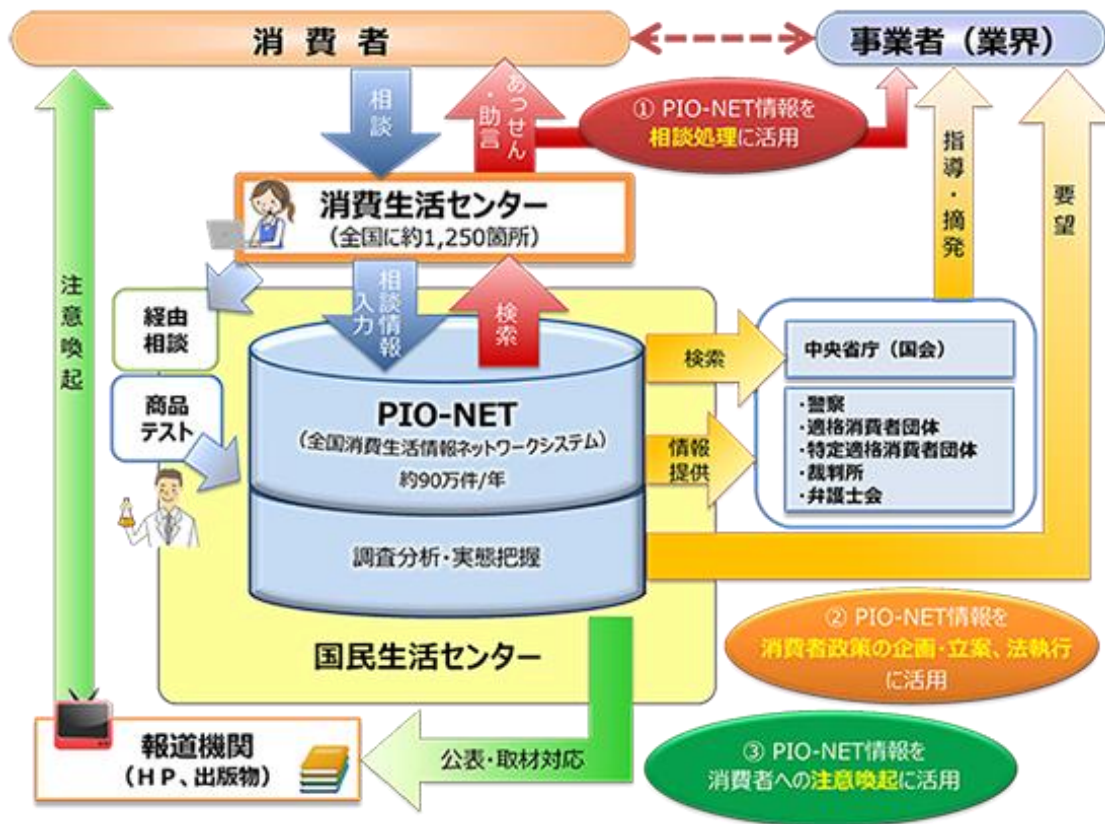
ウ 市町村訪問・受入

- ・ 県消費生活センター相談員が市町村に出向き、日頃の疑問点や課題について、助言・情報交換等を実施【R7:3回実施】
- ・ 市町村の新規相談員を県消費生活センターに受け入れ、実地研修等を実施【R7:燕市から1名受入れ】

1 消費生活相談体制の充実強化

工 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET(パイオネット))の活用

- ・ 国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶネットワーク
- ・ 消費生活センターに寄せられる相談情報を収集
→①相談処理に活用 ②消費者政策の立案、法執行に活用 ③住民への注意喚起



令和8年9月に消費者庁が
新システムに切替予定

【今後の方向性】

- ・FAQ・WEBサイト充実・オンライン相談
- ・音声入力機能、テレワーク対応
- ・AIなどによる相談データの分析強化



消費生活相談のサービス向上へ

1 消費生活相談体制の充実強化

(4) 消費生活に関する相談会の開催

ア 多重債務無料相談会(R7.11～12月)※国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わせ実施

- ・ 国、県、市町村及び関係団体(弁護士会、司法書士会等)が連携し、無料相談会を開催
- ・ 県の福祉保健部と連携し、臨床心理士による「こころの健康相談」も併せて実施

こころの健康相談において、相談者が継続した相談を希望されたため、市の福祉相談窓口へ繋ぐことができた事例もあり

【R7:8会場で実施(相談件数14件(うち借金関係14件))】



イ 消費生活移動相談室

市町村及び弁護士会と連携し、消費生活トラブルに関する無料相談会を希望する市町村で実施

時期	実施場所(市町村の希望による)	相談件数
R7.9月～10月	加茂市、聖籠町、胎内市	5件
R8.3月	聖籠町	1件

1 消費生活相談体制の充実強化

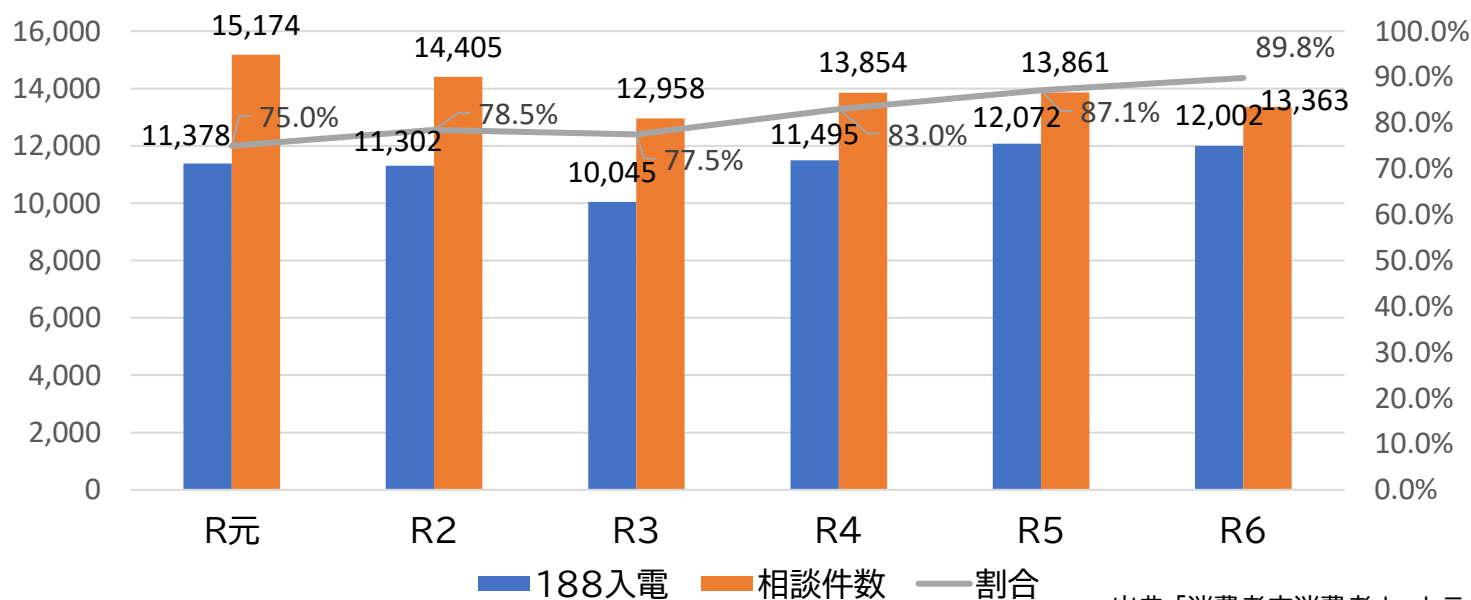
ウ 消費者ホットライン188(いやや!)



「誰でもアクセスしやすい相談窓口」として開設。
 全国共通局番なしの3桁番号に電話し、音声ガイダンスに従って居住地の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活相談窓口(※)につながる。された。

※市町村、県または国民生活センター

【参考】県消費生活センター及び市町村相談窓口への消費者ホットライン188からの入電件数



1 消費生活相談体制の充実強化

工 消費者行政強化交付金等の活用

国交付金を活用し、市町村に対し「新潟県消費者行政推進事業等補助金」を交付
→ 消費者行政強化の取組(相談員配置、消費者教育・啓発等)を支援

補助金交付実績: 26市町村 41,146千円(R7年度交付決定額)

うち推進事業(補助率10/10): 22,318千円

うち強化事業(補助率1/2~1/3): 18,828千円

【市町村での交付金を活用した取組例】

- 市の消費者協会と連携し、小中学校で出前講座を行ったことで若者の被害未然防止につながった
- 通話録音装置の無償貸与や装置の有効性のPRを行い、R7年度の電話勧誘に関する相談件数が前年度より56%減少した
- 広域連携する自治体エリアで悪質商法に関する講演会の開催、啓発グッズを作成・配布し、消費者被害の未然防止・拡大防止につながった



2 悪質な事業者への対応の強化

(1) 取引・表示の適正化

消費者と事業者の適正な取引を確保し、消費者の自主的・合理的な選択が妨げられないようにするため、取引や表示の適正化を図るため事業者指導等を実施

→ 広く注意喚起が必要と判断された場合は、速やかに関係機関、市町村へ情報提供し、注意喚起を実施



○ 特定商取引法(特定商取引に関する法律)

訪問販売など、契約トラブルが生じやすい特定の取引類型に係る事業者への指導
【31件 (R8.1月末現在)】

○ 景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)

消費者の判断を誤らせるような不当な広告や過大な景品の提供について事業者を指導
【指導数…3件(R8.2月末現在)。その他、注意喚起を行った事案や相談案件は多数】

※不当な表示の例

【食肉ブランド表示の偽装】

あたかも国産有名ブランド牛であるかのように表示していたが、実際には外国産牛だった。



【販売価格の比較】

「地域最安値」と表示していたが、実は近隣の店よりも割高な価格だった。

地域最安値!



2 悪質な事業者への対応の強化

(2) 消費者団体訴訟制度の推進

県のホームページにおいて、適格消費者団体や訴訟制度について周知を実施

【消費者団体訴訟制度とは】

内閣総理大臣が認定した「適格消費者団体」が、事業者の不当な行為(不当な勧誘・契約条項・表示等)をやめるよう、差止請求を行うことができる制度

※「特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟」が令和3年10月に「適格消費者団体」に認定(県内初)され、消費者被害の情報収集及び情報提供を行うとともに、事業者への不当行為の申入を実施

3 消費者教育の推進

(1) 県民全般への広報・啓発

ア 啓発講座の実施(県消費生活センターで実施、実施回数・受講者数はR8.2月末現在)

○ 消費生活啓発講座

地域やグループなどで自主的に取り組む講座や学習会へ県消費生活センターから講師(相談員、関係団体等)を派遣【R7年度:5回 147人参加】

○ 簡易テスト講座(会場:新潟ユニゾンプラザ)

食品の性質を理解し、食品の扱い方や保存方法などの知識により、商品の適切な選択や利用ができるよう講座を開催【R7年度:1回 8人参加】

○ 消費者力アップ講座(会場:新潟ユニゾンプラザ)

消費者として必要な知識や判断力等を身につけるための講座を開催

第1回「投資詐欺にだまされないための基礎知識」

第2回「オンラインゲームの仕組みと課金トラブルについて」

【R7年度:2回 80人参加】

3 消費者教育の推進

イ 広報紙等による情報提供・注意喚起

○ 暮らしの安全かわら版「きーつけなせや」

- ・ 毎月発行(県HP掲載、市町村等に配布)
- ・ 悪質商法や製品事故などの消費者トラブルに関するタイムリーな注意喚起情報等を掲載



電気やガスの契約トラブルに注意！ ～ウォーターサーバーのレンタル勧誘ケースも～

電力やガスの小売全面自由化に伴う契約の相談件数は減少傾向にあります。依然として「**集合住宅全体の供給契約が変わるかのような説明で勧誘された**」「**知らない事業者に検針票を見せてしまった**」などの相談が寄せられています。また、電気・ガス以外の別のサービス（家電製品や健康に関するサポート等）を同時に勧誘されて契約してしまったなどの相談もみられます。

【相談事例】
一人暮らしをしているアパートに事業者が訪ねてきて「このアパート全体の電力プランが変更になる。電気料金も安くなる」と言い、申込書を出してきたので記入した。後日、アパートの管理会社に問い合わせたところ、電力プランが変更になるなどということは知らないとされた。事業者の言っていたことが事実ではなかったのやめたい。(20歳代男性)

【相談事例】
「県内の電気料金が下がるので、対象地区すべてを訪問している」と言われたので玄関先で話を聞くことにした。相手は電力会社の代理店を名乗り、契約中の電力会社の検針票を求められたため提示したところ、写真を撮影された。別の電力会社への切替を勧められ申し込んだが、その後も浄水型ウォーターサーバーのレンタルを勧誘された。1時間以上の勧誘を受け根負けしてそれらの契約書にサインをしたが、すべて不要なのでクーリング・オフした。(20歳代男性)

アドバイス

- 契約先の事業者名や契約条件などをしっかりと確認し、料金プラン等の説明を受けたうえで契約の要否を検討しましょう。
- 契約の意思がない場合ははっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。
- 電気・ガスの契約と同時に別のサービスを勧誘された際は本当に必要かよく検討したうえで判断しましょう。また、契約後でもクーリング・オフ等ができる場合があります。

新潟県民生活センターHP「ネットショッピング「電気・ガスの契約トラブルにご注意！～ウォーターサーバーのレンタルなど、電気・ガス以外のサービスを勧誘されるケースも～」(https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250210_1.html)」より一部抜粋・編集して掲載

○ 消費生活情報にいがた「暮らしほっと」

- ・ 年2回発行、計53,000部
- ・ 市町村、公民館、地域包括支援センター、老人クラブ、高等学校、専門学校、大学、商工会、商店街等へ配付



地域の消費者被害をみんなで防ぎましょう

悪質商法等の消費者トラブルや詐欺被害は高齢者だけでなく誰にでも起こり得るものです。家族・友達・職場・地域などで、お互いを気にかけて助け合い、みんなが消費者トラブルの被害を防ぎましょう。

身近な人の変化に気付いたら、、、大事なことは3つです！

1 気づき 身近な人の様子の変化に気づく	2 声かけ 本人に状況を伺う	3 つなぐ 消費生活センターや地域包括支援センター等の相談につなぐ
--------------------------------	--------------------------	---

① 気づきのポイント

- 見慣れない人や車がよく出入りしている
- 宅配便や郵便物が異常に多い
- 見慣れた、契約書などの不審な書類や名前がある
- 家の扉や外見、電話機周辺に不審な工事の形跡がある
- 生活費が不足したり、お金に困っている様子

② 声かけのポイント

- さりげない声かけから
- どうされましたか、「お元気なようですね」、「新しく買ったんですか?」
- 思いがけず寄り添った声かけ
- 「一緒に考えてみましょう」、「話せる範囲で相談してみよう!」

<高齢者等消費者被害防止見守りネットワークのご紹介>

全国で高齢者や障がい者等の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワークが設置されています。新潟県内では、16市町村に「見守りネットワーク」があり、地域の福祉関係団体、警察、消費生活相談窓口など様々な生体で構成となり、連携して見守りを行っています。詳しくは、お近くの市町がまてお問い合わせください。

期要についてはお問い合わせは、県民生活課 025-280-5135

※お住まいによって掲載内容は異なります。

3 消費者教育の推進

ウ 各種媒体を活用した周知啓発

- 県からのお知らせ
テレビ:9回 ラジオ:8回 新聞(新潟日報):7回
- 新潟駅設置のデジタルサイネージ(電子看板)
計14面で15秒約20,400回放映
場所:新潟駅 高架下・万代広場側バスターミナル
期間:令和7年9月1日~30日、令和8年3月2日~31日
- バス窓上ポスター
県内路線バス262路線に計670枚掲出
期間:令和7年12月22日~31日
- 電車内中吊り広告
県内鉄道に計219枚掲出
期間:令和8年2月27日~3月26日
- ラジオ放送
「ラジオスポット」民放2局
期間:令和7年10月1日~12月31日(51回)
- 新潟県庁舎での広報
「懸垂幕」「横断幕」を消費者月間である5月に庁舎外部に掲示



3 消費者教育の推進

(2) 関係団体との連携による啓発活動の推進

- ア 食から持続可能な社会の形成を考える学習会(新潟県消費生活協同組合連合会への委託)
「持続可能な消費」の一つとして注目されている「エシカル消費(倫理的消費)」について理解を深めるため、関係団体と連携し、県民向けの学習会を開催
「エシカル消費(倫理的消費)」とは…人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選択する消費行動

テーマ等		参加者
1	「排熱を利用したバナナ栽培と食ロス削減やバナナ和紙づくりに取組む循環型地域貢献」の取組み シモダ産業(株)シモダファーム 10月18日(土) 柏崎市	40人
2	「おいしさ」に加え、体と心と地球に「やさしい」ブランド“Hana-well”の取組み/アクシアル リテイリング(株)本社及び原信 燕店 11月8日(土) 長岡市、燕市	14人

【参加者の感想】

- ・ バナナ栽培とゴミ処理が循環出来ることに驚いた。自分と家族ができることを実践したいと思った
- ・ これからも人間中心ではなく、地球中心に商品開発してもらえたらうれしい



3 消費者教育の推進

- イ 消費者志向経営普及啓発セミナー(特定非営利活動法人 消費生活ネットワーク新潟への委託)
事業者が消費者と共創、協同して社会価値向上を目指す「消費者志向経営」を推進するため、事業者が消費者志向経営の意義や考え方等を普及・啓発するセミナーを開催

令和7年度テーマ:

事業者と消費者でつくるグリーンな消費 ～ほんとのエコを語ろう～

日時	内容	参加者
10月9日 (新潟市) オンライン併用	◎基調講演:「明日の地球を救うため、消費者にできること」 (消費者庁消費者教育推進課 黒田課長) ○事業者報告:「お客様と取り組む環境活動」(株ウオロク) ○事業者報告:「人と環境に寄り添うリユース事業の歩み」 (株ハードオフコーポレーション)	41人
12月16日 (新潟市) オンライン併用	◎基調講演:「サステナブル・ラベルを活かす！伝える・選ぶヒント」 (一社)日本サステナブル・ラベル協会 山口代表理事) ◎基調講演:「サステナブルな選択をするために必要なこと」 (消費生活ネットワーク新潟 江花副理事長) ○事業者報告:「一滴の油からやさしさを広げる」(太陽油脂株)	44人

【参加者の感想】

- ・ 事業者の取組を聞いて企業努力を感じた。個人個人を意識してエシカル消費を取り組んでいきたいと思った
- ・ 講演を踏まえより具体的な意見交換ができ有意義だったなど



3 消費者教育の推進

(3) 高齢者への注意喚起

高齢者を狙った悪質商法等による消費者被害を防ぐため、高齢者やその家族をはじめ、高齢者に関わる周囲の人たちに対し、消費者被害に関する情報提供や注意喚起等を実施

- 高齢者向け啓発資料等の作成・配付

高齢者向け啓発リーフレット・グッズを作成し、啓発活動に活用



- 「消費生活サポーター」による活動【特定非営利活動法人 新潟県消費者協会に委託】

■ 出前講座

自治会や地域団体などに赴き、寸劇等を交えた講座を実施
【85回 受講者数1,491人(R8.2月末現在)】

■ 年金支給日における被害防止啓発活動

10月の年金支給日前後に啓発パンフレット等の配布や設置を実施 【R7:県内87箇所】



出前講座の様子

3 消費者教育の推進

(4) 高齢者の消費者被害防止に携わる人材の育成【特定非営利活動法人 新潟県消費者協会に委託】

地域における身近な消費生活問題に関する啓発活動や注意喚起、高齢者の消費者被害防止のための見守り等を行う人材として、「消費生活サポーター」を養成

- 消費生活サポーター登録者数:277人 (R8.2月末) 前年度から23人増加
消費生活サポーター養成講座修了者又は消費生活アドバイザー等の有資格者で、サポーター活動をする者として登録した者

<消費生活サポーターの活動内容>

- ・消費生活トラブルの注意喚起・助言
- ・消費者被害防止のための見守り活動
- ・悪質商法等に関する出前講座の講師
- ・市町村広報啓発事業への参画 等



3 消費者教育の推進

<参考:講座の実施状況>

○ 消費生活サポーター養成講座

R7.8～10月(対面3会場(南魚沼市、新潟市、上越市)・オンデマンド) 受講者数59人→サポーター登録者数35人



○ 消費生活サポーターフォローアップ講座(全体)

R7.12月 受講者78人(うちサポーター70人、相談員等8人、会場:新潟市)

※(公財)消費者教育支援センターとの共催(相談員や行政職員も受講対象とした)

講義「暮らしの中の安全ー身近な“危ない”から身を守るためにはー」(産業技術総合研究所)

「電気通信サービスに関するトラブル事例や対処方法」(国民生活センター)

○ 消費生活サポーターフォローアップ講座(地域別)

R7.11～12月 受講者数89人、会場:新潟市、上越市、南魚沼市、佐渡市)

講義「個人情報」について知っておきたい基礎知識」(個人情報保護委員会)

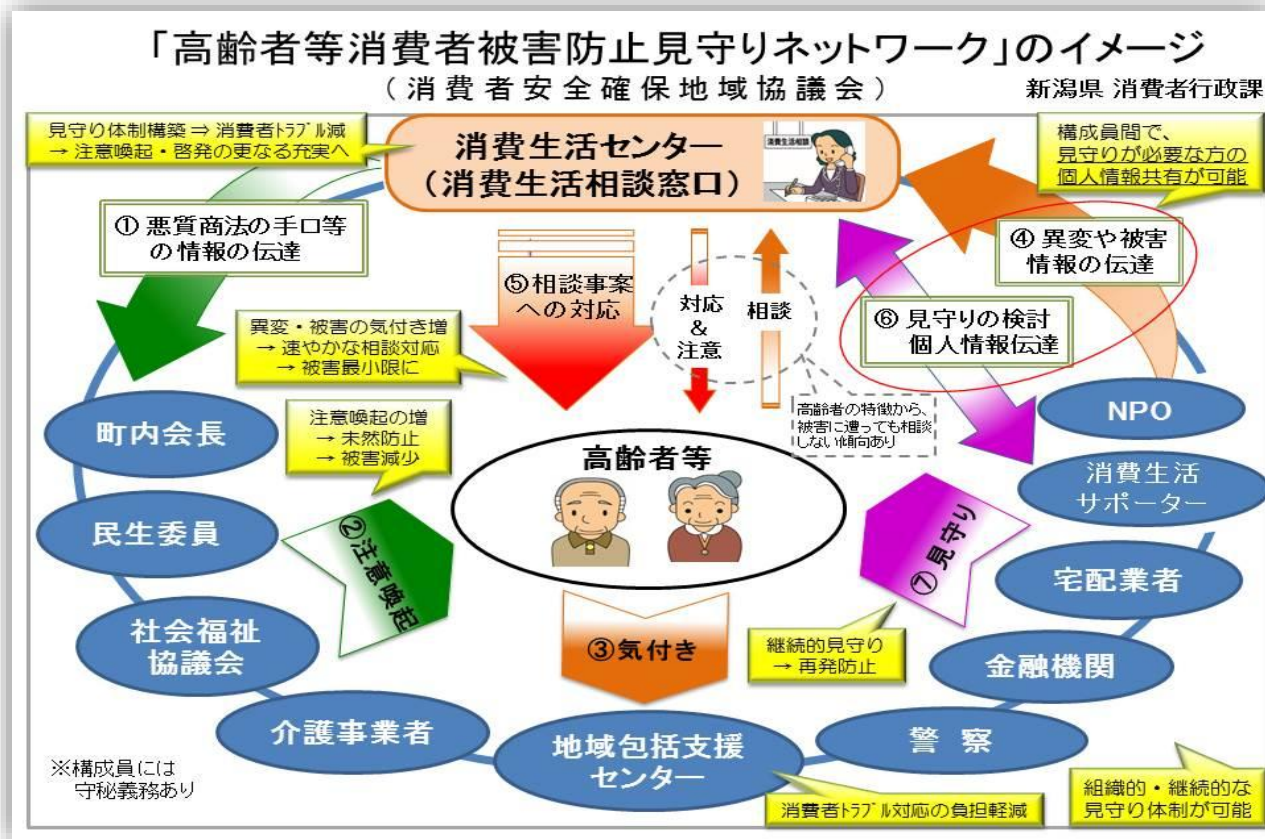
「見守り力を磨こう！ー地域福祉の現場から学ぶー」(社会福祉協議会、地域包括支援センター等)

サポーター交流会

4 高齢者等への悪質商法等に関する 注意喚起・見守り体制の構築

(1) 高齢者等の消費者被害防止のための見守り体制の構築促進

高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)」の構築を促進



4 高齢者等への悪質商法等に関する 注意喚起・見守り体制の構築



(2) 市町村への働きかけ・支援等

県内全域でネットワークが構築されるよう、市町村に対する情報提供や研修会の開催、個別訪問による助言・提言、関係機関と連携した取組など、様々な働きかけや支援等を実施

<市町村の現状把握・情報共有>

- 消費者庁実施の全市町村対象の状況調査結果(R7.11月)の把握
- 広報紙「気づいて！つないで！見守ろう！」の発行(年4回)



広報紙「気づいて！つないで！見守ろう！」

<市町村への働きかけ・取組支援、関係機関との連携>

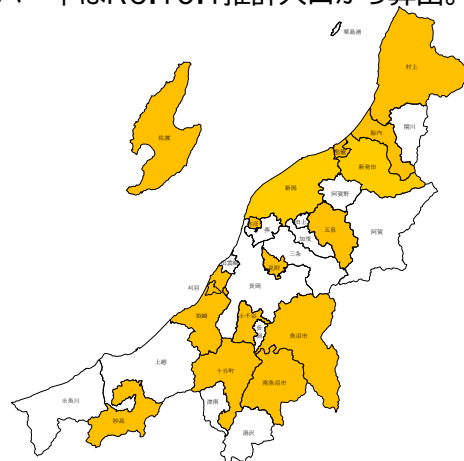
- 研修会等開催支援
市町村の見守りネットワーク構成員の研修会等に弁護士等の講師を派遣
…小千谷市、聖籠町、刈羽村 ※刈羽村は県職員派遣
- 県高齢福祉保健課主催の会議への参加
 - ・ 「地域支援事業・認知症施策・介護予防等担当者会議」(市町村福祉担当者向け・令和7年4月24日)
 - ・ 見守り活動に関する協定等担当者情報交換会 (見守り協定事業者向け・令和8年3月17日)
- 新潟県消費者安全確保地域協議会の開催(令和8年2月5日)
- 警察との連携に係る通知文の発出(新規)…消費者庁の対応を受け、市町村へ連携強化等を依頼 (令和7年12月)

4 高齢者等への悪質商法等に関する 注意喚起・見守り体制の構築

(3) 協議会の設置状況

○ 16市町村・人口カバー率64.6%

*R8.2月末現在。人口カバー率はR6.10.1推計人口から算出。



【設置年度】

H28年度 佐渡市、魚沼市

H29年度 弥彦村、村上市、柏崎市、新潟県

H30年度 新潟市

H31年度 妙高市、五泉市

R2年度 南魚沼市、胎内市、刈羽村、新発田市

R3年度 見附市

R4年度 聖籠町、小千谷市

R6年度 十日町市

(4) 市町村協議会設置の成果

(消費者庁実施「消費者安全確保地域協議会に係るアンケート調査」(R7.11月)結果より)

○ 5市町村において、直近1年間で協議会の関わりにより消費者被害の未然・拡大防止ができた事例ありと回答

- ・「1回きりの購入だと思っていたら、定期購入になっていたという内容を最初警察へ相談したが、警察から消費生活相談窓口を紹介してもらい相談引継ぎをした」
- ・「高齢者宅にあった訪問販売、電話勧誘販売について、地域包括支援センターからの相談によりクーリング・オフできた」 など

5 若者への消費生活トラブル防止に向けた啓発活動

(1) 啓発講座の実施

成年年齢引き下げにより、若年層の消費者被害の増加が懸念されているため、消費生活や契約等に関する基本的知識を学ぶ機会の提供等、学校現場・関係機関等と連携した啓発活動を実施



ア 高校生のための消費生活講座

新潟県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構(通称:J-FLEC)との共催事業
 弁護士、FP、消費生活アドバイザー等の講師を派遣 (R8.2月末現在)

	R3	R4	R5	R6	R7
学校数	43校	45校	44校	42校	38校
生徒数	5,359人	6,066人	5,213人	5,641人	4,656人

これ以外に、令和7年度は6校特別支援学校での活用があった。(令和6年度から講座活用依頼の送付開始)

イ 関係団体※による高校生向け啓発講座【24校(見込)】

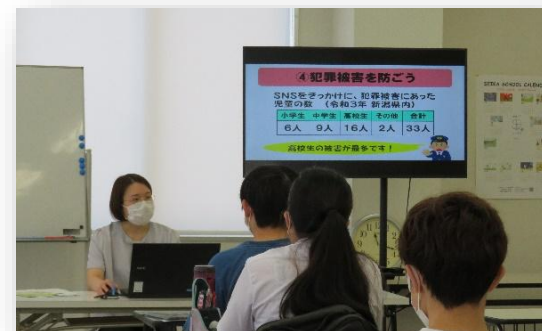
※関係団体(県弁護士会、県司法書士会、県労働金庫、県警新潟少年サポートセンター)が行う啓発講座案内等を配付・周知(R8年3月)

⇒ 高校生向け消費生活講座の実施率 **50.5%(56校/111校)** ※ア、イの合計

5 若者への消費生活トラブル防止に向けた啓発活動

ウ 大学・専門学校等での出前講座
 県消費生活センター相談員を講師として派遣

	R4	R5	R6	R7
実施回数	13回	13回	9回	3回
参加人数	1,147人	1,761人	922人	607人



エ 県警との連携による講座

SNSを介したトラブルが増加傾向にあり、消費者被害防止の観点からの情報モラル教育も求められているため、令和4年度から新潟県警と連携した講座を試行的に実施

	R4	R5	R6	R7
学校数	5校	5校	6校	3校

<参考:若年者の消費者教育推進のための意見交換会> (R7年12月18日開催)

若者向けの出前講座を実施している団体(県金融広報委員会(日本銀行新潟支店内)、県弁護士会、県司法書士会、県労働金庫、県警新潟少年サポートセンター、新潟県(大学・私学振興課、義務教育課、高等学校教育課、県消費生活センター))による意見交換会を開催

5 若者への消費生活トラブル防止に向けた啓発活動

(2) 広報紙等の作成

- 高校生向け消費者教育副読本「Caution!」(12頁冊子)
教員による家庭科等の授業や「高校生のための消費生活講座」(前掲)等で活用
- 県内の全高校2年生・保護者への啓発チラシ等配付
- 若者向け啓発リーフレット・物品を高等学校・大学・専門学校等へ配付



高校生向け消費者教育副読本「Caution!」(R7改訂)



高校2年生・保護者向け啓発チラシ



啓発物品

(3) 教育委員会との連携

- 教育委員会広報誌「かけはし」(生徒・保護者・教員向けWEB広報誌)への掲載(年3回)
- 教員研修会等を活用した周知
「成年年齢引下げに係る研修会」(令和7年9月24日～11月28日(オンデマンド配信))

5 若者への消費生活トラブル防止に向けた啓発活動

(4) デジタル媒体を活用した広報啓発

○ 啓発動画のウェブ広告での配信

- ・YouTube広告(ノンスキップ広告) 5種類
期間:令和8年2月27日~3月26日(予定)
- ・Instagramリール広告(新規)
県民生活課消費担当のアカウントを開設(令和8年3月)
期間:令和8年3月15日~31日(予定)



掲出動画の一部

○ 新潟駅設置のデジタルサイネージ(電子看板) ※P15の再掲

- 計14面で15秒約20,400回放映
- 場所:新潟駅 高架下・万代広場側バスターミナル
- 期間:令和7年9月1日~30日
令和8年3月2日~31日

○ 映画上映前広告(シネアド)(新規)

- 15秒動画の放映(県内全7館で2週間)
- 期間:令和7年12月19日~令和8年1月1日
令和8年3月6日~19日



新潟駅バスターミナル

6 その他





(1) 製品安全3法に関する業務

県では、毎年、販売事業者に立入り、3法の啓発とPSCマーク等表示のチェックを実施
令和7年度は販売事業者1店舗において立入検査を実施、違反1件について口頭指導

①消費生活用製品安全法:

PSCマーク表示の確認

(各特定製品に必要なマーク)


対象事業者	特定製品の区分	必要なマーク
①届出事業者 (子供用特定製品を製造・輸入)	特別特定製品 携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター	 (◇PSCマーク)
する者を除く。)	特別特定製品 以外の特定製品 家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふるがま 石油ストーブ 磁石製娛樂用品 吸水性合成樹脂製玩具	 (○PSCマーク)
②子供用特定製品を製造・輸入する届出事業者	特別特定製品 である子供用 特定製品	 (◇子供PSCマーク)
	特別特定製品 以外の子供用 特定製品	 (○子供PSCマーク)

※子供PSCマークは令和7年12月25日施行。


施行前に検査を実施したため、PSCマークのみ確認。


②電気用品安全法:PSEマーク表示の確認

電気用品 (政令で定めるもの) 457品目


 特定電気用品
(116品目)

コンセント、差し込みプラグ、延長コードセット、
電熱式おもちゃ、
直流電源装置 (ACアダプター)、
携帯発電機 等



 特定電気用品以外の
電気用品 (341品目)

電気冷蔵庫、電気冷房機、電気暖房機、電気洗濯機、
扇風機、サーキュレーター、電気掃除機、テレビジョン受信機、
コンセント付家具、エル・イー・ディー・ランプ、
エル・イー・ディー・電灯器具、
リチウムイオン蓄電池 等



③家庭用品品質表示法:指定製品の品質表示の確認



綿 100%

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999



原料樹脂 ポリエチレン
耐冷温度 -30℃
容量 10ℓ
取扱上の注意
○火のそばに置かないでください。
○……

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

6 その他

(2) 生協(消費生活協同組合)に関する業務

生協法に基づき、設立・定款変更等の認可や、法令・定款等の遵守状況の定期検査を実施(対象:21生協)

【参考】消費生活協同組合の概要

- ・ 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的として、任意に加入し、又は脱退することができる組織(生協法により法人格をもつ組合)
- ・ 事業の種類:供給事業(購買・宅配)、共済事業、医療事業、福祉事業等

【 令和8年度の取組等 】

令和 8 年度 of 取組等

令和 7 年度に引き続き、県総合計画に掲げる 5 つの方針に基づき、各種取組を行う

< 5 つの方針 >

- 1 消費生活相談体制の充実
- 2 悪質な事業者への対応の強化
- 3 消費者教育の推進
- 4 高齢者等への悪質商法等に関する注意喚起・見守り体制の構築
- 5 若者への消費生活トラブル防止に向けた啓発活動

○地方消費者行政強化交付金（消費者庁）の見直しについて

令和 7 年度末で多くの自治体において国交付金による「推進事業」の活用期限が到来するため、地方消費者行政のサービス水準を維持するための継続的な財政支援等を国へ積極的に要望

国では、これまでの成果が後退しないため交付金の見直しを図り、地方における相談機能等の維持に向けた取組の支援を一定程度継続することとした

※「推進事業」と「強化事業」はそれぞれ新規メニュー（型）も加えて再構築

～R7年度

推進事業
(補助率：10/10)

R8年度～

地方行政機能維持事業
「①相談機能維持・未然防止強化型」(～R11年度)
「②広域連携推進型」
「③地方消費者行政推進型」(～R9年度)
の3つの型(補助率：10/10)

強化事業
(補助率：1/2)

地方行政機能強化事業
「④相談・見守り連携強化型」
「⑤広域連携強化型」
「⑥⑦担い手確保、人材育成・強化型」
「⑧重点課題対応型」
の4つの型(補助率：1/2又は2/3)

○消費生活相談員の担い手確保

県内全体で今後見込まれる相談員不足への対応として、国の交付金も活用し、次の取組を行う

- ・ 個人や各種団体等へのPR（相談員業務、資格試験・試験講座等について）
- ・ 相談員候補者を対象とした実践的講座の開催
- ・ 新潟県版消費生活相談員人材バンクの創設

○全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET(パイオネット))の次期システム導入への対応

令和8年9月の本稼働に向け必要な接続・セキュリティ対策等を行うほか相談員等による研修を受講する。

○「高齢者等消費者被害防止見守りネットワークの構築促進

- ・ 引き続き、未設置市町村への働きかけや設置市町村への内容充実化に向けた支援を行う
- ・ 民間事業者の協議会等への参画の後押し等を行う

○若者への消費生活トラブル防止に向けた啓発活動

SNS発信等デジタルの取組の強化